工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号)(第一条関係)

改正案	現
第二章 電子情報処理組織による手続等(第九条 第三十五条)第一章 総則(第一条 第八条)	第二章 電子情報処理組織による手続等 (第九条 第三十五条)第一章 総則 (第一条 第八条)
登録情報処理機関等予納(第三十六条)第四十一条の民	登録情報
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	第二節 登録調査機関(第五十五条(第六十条)第一節 登録情報処理機関(第四十二条(第五十四条)
附則第五章 雑則(第六十一条)第五章 雑則(第六十一条)第三節 特定登録調査機関(第六十条の二 第六十条の五)	附則第五章 雑則 (第六十一条)
第四章 登録情報処理機関等	第四章 登録情報処理機関及び登録調査機関
第三節 特定登録調査機関	
に提出しなければならない。「うとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官第六十条の二」法第三十九条の四の規定により登録の申請をしよ「(登録の申請)	
の氏名 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者	
四 先行技術調査業務 一 先行技術調査業務	
付しなければならない。  付しなければならない。  2 前項の申請書には、登記簿の抄本又はこれに準するものを添	

## (登録の区分)

、別表第三に掲げるとおりとする。第六十条の三(法第三十九条の四の経済産業省令で定める区分は

## (先行技術調査業務規程)

で定めるべき事項は、次のとおりとする。第八十条の四(法第三十九条の七第二項の先行技術調査業務規程

- 先行技術調査業務の区分
- | 先行技術調査業務を行う時間及び休日に関する事項
- を行わない旨 一自己又はその子会社の特許出願について先行技術調査業務
- 四(先行技術調査業務の実施の方法に関する事項)

先行技術調査業務の適正な実施のために必要な事項

- | 日丁皮村周覧業務に関ける長衛、 | 書頁及び買引り来記 | 先行技術調査業務に関する料金に関する事項
- 八 調査報告の特許庁長官への提出に関する事項
- な事項の「前各号に掲げるもののほか、先行技術調査業務に関し必要の
- 事項を記載した届出書を特許庁長官に提出しなければならない、先行技術調査業務規程の変更の届出をするときは、次に掲げる3 特定登録調査機関は、法第三十九条の七第一項の規定により3
- 変更しようとする事項

変更しようとする年月日

コ変更の理由

用する。この場合において、同条中「前条」とあるのは「第六第六十条の五 第四十二条の二の規定は、特定登録調査機関に準(準用) 十条の二及び第六十条の三」と読み替えるものとする。

## 別表第三 (第六十条の三関係)

ス) 五 先行技術調査 (光デバイ	)	)	) 先行技術調査 (ナノ物理	一先行技術調査(計測)	区分の名称
の制御、液晶等光素子、受光素子、光ビーム光素子、ラ光素子、光ビーム光ファイバー、レーザー、発	ルミネセンス)技術等、カメラ、EL(エレクトロ、カメラ、EL(エレクトロ、フィルター等)・光学機器、望遠鏡、顕微鏡、眼鏡等)、ガメラ、EL(エレクトの光学素子(レンズ、プリズム光学素子(レンズ、プリズム コーキン電子写真(材料)、マーキン電子写真(材料)、マーキン	析、医療診断機器等機械分析、化学分析、物理分	、半導体露光、原子力等表示装置、焼付・現像・投影電子管、表示制御、可変情報	、距離測定、電気の測定等時計・計測一般、測長・測量	技術の分野

十二 先行技術調査(運輸)	械)	)	九 先行技術調査 (住環境)	ズメント) 光行技術調査 (アミュー	) 先行技術調査 ( 自然資源	)
、二輪車、船舶、航空・宇宙自動車(車体の構造)、鉄道	、流体機械等、エンジンの弁・シリンダ・、エンジンの弁・シリンダ・内燃機関の制御、燃料の供給	変換、電流・電圧の調整)等機の制御、電路の調整(交直動機・発電機、電動機・発電ビゲーション、交通制御、電制御・警報、電気自動車、ナ	家具、サニタリー等車場等)、施工、錠、建具、仕上げ、特定目的建築物(駐建築構造・部材、建築物等の	ラベル・広告等事務用品、教習具、時刻表・運動・遊具、ゲーム・玩具、パチンコ・スロットマシン、	掘削、陸路、トンネル等加工・栽培、水工、基礎工、粒の処理、畜産・水産、木材耕耘・移植、収穫・脱穀・穀	刷、プリンター等電子写真(工程・制御)、印

<b>岩機械)</b> 装機械) 特代技術調査(繊維包	立) 立 先行技術調査 (搬送組		村三 先行技術調査 (一般	
器、大型容器(コンテナ、タ、紙製品の製造、包装体、容、繊維機械、被服、包装機械を ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	組 運搬・貯蔵装置、エレベータ 「、クレーン、フォークリフト、破砕・粉砕、噴霧装置、自動組立、ウエハ 等の取扱い(移送等)、印刷 同路とその製造、電気部品の 可路とその製造、電気部品の 可路とその製造、電気部品の でエハウエハ では、では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	的処理、マイクロマシン等が処理、マイクロマシン等が処理、プレス加工、レーザ産管理、プレス加工、レーザ産管理、プレス加工、レーザルの機械、NC(数値制御)	等では、       ・	配器、油圧等がより、液体分が上・保守、弁一般、液体分が上・保守、弁一般、液体分が、武器、レスキュー、操向、

加工)	学)	サービス機器)	十八 先行技術調査 (熱機器	器)器)程行技術調査(生活機	
ム、マウント基板等)、半導、 容器・封止、リードフレー、 容器・封止、リードフレー表面処理、電解による処理、 程延・引抜き、鋳造、金属の	・成形等 (焼結体)の組成 ラミックス (焼結体)の組成 で表面処理、セメント・コ 成・表面処理、セメント・コ 無機化合物、単結晶成長、蒸 無機化合物、単結晶成長、蒸	活必需品、シート、ベッド等、ガェック装置、陳列棚、生内服、治療、物理療法、補綴処置具、衛生・介護、注入・	管一般等 別別の 別別の 別別では 別別では 別別では 別別では 別別では 別別では 別	明、スイッチ等ン等)、清掃、コネクタ、照ン等)、清掃、コネクタ、照家庭用電気機械器具(掃除機	一ンク等)等

	化学) 化学)	化学) 出十六 先行技術調査 (環境	工学) 工学) 出十五 先行技術調査 (生命		体機器)	電気化学)	
重合・触媒、付加系高分子化	・接着テープ、顔料等・油脂・香料、塗料、接着剤・燃料・火薬、潤滑剤、洗剤料、染料・染色、石炭・石油料、染料・染色、石炭・石油料、染料・染色、石炭・石油	、液分離、同位体分離等、濾過・濾過材、固体の分離火剤、ガス分離・排ガス処理火剤、ガス分離・排ガス処理が処理、固体廃棄物処理、消	素、植物・動物等質、食品・飲料、微生物・酵遺伝子工学、ペプチド・蛋白	化粧料、製剤・医療材料等	の形成等)等に対して、電極・配線を対して、再結晶化、電極・配線を対して、関連のでは、関係を対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、	電線等、はんだ・溶接材料、電池、精錬、合金、熱処理、炉一般	形成、試験・測定等)等

通信)三十五 先行技術調査 (電話	システム)三十四 先行技術調査 (伝送	処理) 処理) 三十三 先行技術調査(情報	ターフェイス) 三十二 先行技術調査 (イン	商取引)		スチック工学)	子)
御、電力系統、マイクロ波等電話システム、交換、遠隔制	増幅器等 「おいて、アム、フィルタ、伝送細部、伝送方式、移動無線通信シス	静的記憶装置、ICカード等正、電線の据付、記憶制御、管理、データの誤り検出・訂アーキテクチャ、プログラム	デンサ等 一フェイス、特殊計算機、対当力制御、抵抗器、対当力制御、抵抗器、対当が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が	処理、暗号等電子商取引、情報検索、言語	有機化合物、医薬等	層体、皮革等がイヤ、プラスチック成形、	子の処理等高分子化合物の組成物、高分合物、縮合系高分子化合物の

記録)記録)	処理) 三十八 先行技術調査 ( 画像	機器)機器)(映像	タル通信) ヨ十六 先行技術調査 (デジ
索引・編集等	アクシミリ等(CG、CAD、画像認識、フ	等)等の符号化、双方向、受信機号の符号化、双方向、受信機別カメラ、テレビジョン(信別がメラ、デジタがカメラ、デジタがが、がある。	ネットワーク等 一夕伝送、パルス回路、通信 一夕伝送、パルス回路、通信 で号変換、デジタル変調、デ

独立行政法人工業所有権総合情報館の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成十三年経済産業省令第百二号)(第二条関係)

ξχ E	
務及び会計に関する省令独立行政法人工業所有権情報・研修館の業務運営並びに財	及び会計に関する省令独立行政法人工業所有権総合情報館の業務運営並びに財務
二~四 (略)	二~四 (略)
ては、情報・研修館の成立後遅滞なく)、経済産業大臣に提出でに(情報・研修館の最初の事業年度の属する中期計画につい請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の三十日前ま期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申第二条 情報・研修館は、通則法第三十条第一項の規定により中(中期計画の認可の申請)	の成立後遅滞なく)、経済産業大臣に提出しなければならない情報館の最初の事業年度の属する中期計画については、情報館、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の三十日前までに(の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を第二条 情報館は、通則法第三十条第一項の規定により中期計画(中期計画の認可の申請)
なければならない。 る事項及びその理由を記載した申請書を経済産業大臣に提出し期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとす2 情報・研修館は、通則法第三十条第一項後段の規定により中しなければならない。	ばならない。  及びその理由を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなけれの変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項2 情報館は、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画2.
する主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりと第三条 情報・研修館に係る通則法第三十条第二項第七号に規定(中期計画の記載事項)	務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。第三条(情報館に係る通則法第三十条第二項第七号に規定する主(中期計画の記載事項)

す る。

<u>\{\}</u> (略)

(年度計画)

第四条 施すべき事項を記載しなければならない。 中期計画に定めた事項に関し、 情報・研修館に係る通則法第三十一条第一項の年度計画 当該事業年度において実

2 年度計画を変更したときは、 した届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。 情報・研修館は、通則法第三十一条第一項後段の規定により 変更した事項及びその理由を記載

( 各事業年度に係る業務の実績に関する評価

第五条 情報・研修館は、通則法第三十二条第一項の規定により 報告書を当該事業年度の終了後三月以内に経済産業省の独立行 ときは、年度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした 政法人評価委員会に提出しなければならない。 各事業年度における業務の実績について評価を受けようとする

(中期目標に係る事業報告書)

第六条 明らかにしなければならない。 事業報告書には、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を 情報・研修館に係る通則法第三十三条の中期目標に係る

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

中期目標の期間における業務の実績について評価を受けようと かにした報告書を当該中期目標の期間の終了後三月以内に経済 するときは、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明ら 産業省の独立行政法人評価委員会に提出しなければならない。 情報・研修館は、 通則法第三十四条第一項の規定により

(会計の原則

第八条(通則法第三十七条の規定により定める情報・研修館の会

\ = 略

(年度計

第四条

中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべ 情報館に係る通則法第三十一条第一項の年度計画には、

き事項を記載しなければならない。 情報館は、通則法第三十一条第一項後段の規定により年度

2

出書を経済産業大臣に提出しなければならない。 画を変更したときは、変更した事項及びその理由を記載した届

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価

第五条 情報館は、通則法第三十二条第一項の規定により各事 評価委員会に提出しなければならない。 年度における業務の実績について評価を受けようとするときは五条 情報館は、通則法第三十二条第一項の規定により各事業 を当該事業年度の終了後三月以内に経済産業省の独立行政法人 年度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書

(中期目標に係る事業報告書)

第六条 にしなければならない。 告書には、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らか六条(情報館に係る通則法第三十三条の中期目標に係る事業報

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第七条 情報館は、 の独立行政法人評価委員会に提出しなければならない。 た報告書を当該中期目標の期間の終了後三月以内に経済産業省 標の期間における業務の実績について評価を受けようとすると きは、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにし 通則法第三十四条第一項の規定により中期目

(会計の原則)

第八条 通則法第三十七条の規定により定める情報館の会計は、

めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計は、この省令の定めるところによるものとし、この省令に定 計の基準に従うものとする。

2 3 (略)

(会計処理)

第九条 が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限 としている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得 当該償却資産を指定することができる。 経済産業大臣は、情報・研修館が業務のため取得しよう

2 (略)

(財務諸表)

第十条 情報・研修館に係る通則法第三十八条第一項に規定する ッシュ・フロー 計算書及び行政サービス実施コスト計算書とす 主務省令で定める書類は、 独立行政法人会計基準に定めるキャ

(財務諸表の閲覧期間

る主務省令で定める期間は、 情報・研修館に係る通則法第三十八条第四項に規定す 五年とする。

(短期借入金の認可の申請

第十二条 規定により短期借入金の認可を受けようとするとき、又は同条十二条(情報・研修館は、通則法第四十五条第一項ただし書の 業大臣に提出しなければならない。 第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受け ようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産

(略)

準に従うものとする。いものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基この省令の定めるところによるものとし、この省令に定めのな

2 3 (略)

第九条 経済産業大臣は、情報館が業務のため取得しようとして(会計処理) されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、 該償却資産を指定することができる。 いる償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定

(略)

2

(財務諸表)

第十条 情報館に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務 令で定める書類は、 ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。 独立行政法人会計基準に定めるキャッシュ

(財務諸表の閲覧期間

第十一条 情報館に係る通則法第三十八条第四項に規定する主務 省令で定める期間は、五年とする。

(短期借入金の認可の申請)

第十二条 情報館は、通則法第四十五条第一項ただし書の規定に ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとより短期借入金の認可を受けようとするとき、又は同条第二項 するときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣 に提出しなければならない。

5 (略)